

フィリピン共和国家族法 (1)

ダイアナ・F・フランコ

(Partner, Fajardo Law Offices)

訳 伊藤弘子 (愛知学院大学非常勤講師)

(日本学術振興会特別研究員 R P D)

監修 小川富之 (愛知学院大学法学部教授)

目次

一 はじめに フィリピン共和国家族法の歴史的背景

二 フィリピン共和国家族法の司法手続

1 総説

2 略式手続

3 最高裁判所規則

4 ADR (代替的紛争解決)

三 フィリピン共和国における婚姻

1 婚姻の成立要件

2 夫婦間の権利義務

3 夫婦間の財産関係 (以上本号)

四 フィリピン共和国における婚姻無効および取消 離婚の自由化?

1 背景

2 サントス対モリーナ事件

3 最高裁判所規則によるモリーナ・ガイドラインの修正

4 婚姻無効および取消原因

5 婚姻の無効および取消の効果

五 法定別居 相對離婚

六 親子

1 親子関係

2 扶養と親権

3 虐待に対する保護に関する施策

七 相続

1 法定相続人

2 遺言および無遺言相続

3 法定相続分

4 相続欠格原因

5 財産および相続に関する国際私法

6 反致の原則

八 おわりに 家族法の法改正上の最近の傾向

参考文献

一 はじめに フィリピン共和国家族法の歴史的背景

一九八七年七月六日、当時のコラゾン・C・アキノ大統領がフィリピン家族法に関する行政命令二〇九号に署名し、フィリピン民法典(Civil Code of Philippines)の家族法に関する規定が改正された。現行家族法(Family Code)は公布一年後の一九八八年八月三日から施行されている。フィリピンは四〇年間スペイン統治下であり、その影響を強く受けており、フィリピンの家族法も一八九九年にフィリピンで施行されたスペイン民法の考え方に基礎を置いていた。当時はまだフィリピン諸島としては知られていなかった島々を一五二一年にフアーデインランド・マジエランが、発見したことにより、スペインの植民地支配が始まった。スペインの家長主義の伝統にもとづいて、フィリピンの家族法でも夫が家族全体に対して絶対的な権限と責任を有し、妻は二次的な役割を果たしていたに過ぎなかった。

一八九八年にスペインはアメリカとパリ条約を締結し、フィリピンを二万ドルで譲渡した。これ以降、フィリピン民法にアメリカ法の影響が及ぶことになり、妻の権限が拡大され、妻の特有財産(婚姻前に取得した財産および婚姻前なしし婚姻中に相続した財産)を夫の同意得なくても、単独で処分することが認められることとなった。この妻の特有財産に対する処分権は、フィリピン・コモンウェルス時代の一九三二年に実現された。

一九四七年三月二〇日に行政命令四八号にもとづいて立法委員会が組織され、そこで、フィリピン民法典が起草された。この民法典は一九四九年六月一八日に共和国法三八六号として議会で可決、公布一年後の一九五〇年八月三〇日に発効した。この民法典には、諸外国の法律、判決および学説から採用された新しい考え方が多く取り入れられている。参照された国や地域としてはスペイン、アメリカのカリフォルニアやルイジアナをはじめとする諸州、フランス、アルゼンチン、ドイツ、メキシコ、スイス、イングランドおよびイタリアなどがあつた。それらに加えてフィリピン最高裁判所の判例も当然参考にされた。

また立法委員会ではフィリピンの慣習との調整を図り、従前の不公正を是正し、一八八九年の民法典をはじめとする他の法では想定されていなかったような問題の解決に向けて必要な修正を数多く行い、新たな規定を設けることとなった【注1】。

現行家族法の制定によつて、従来の一九五〇年民法典の家族に関連する部分が廃止された。廃止されたものとしては、婚姻(五二条から九六条)、法定別居(九七条から一〇八条)、夫婦間の権利義務(一〇九条から一一七条)、夫婦間の財産関係(一一八条から一二五条)、家族(一二六条から一三五条)、父性および嫡出でない子の父子関係(一三五条から一八九条)、扶養(一九〇条から三〇四条)、親権(三一一条から三三五条)、未成年子への行為能力付与と成人年齢(三九七条から四〇六条)が挙げられる。また、子と青年の福祉に関する法律

(つづく)